



2009
夏号

無党派·市民派

大東市議会議員・「市民オンブズ大東」代表

みつ しろ とし お

光城 敏雄

住所 〒574-0024 大阪府大東市泉町2-7-18
TEL 072-875-4829
FAX 020-4623-1016
携帯 090-9990-6527
携帯メール M09099906527@softbank.ne.jp
パソコンメール se5t-mtsr@asahi-net.or.jp

光城……大東サンメイツ
2番館の地下2階倉庫の
登記について、所有者は
どなたでしょうか。また、
市が保有しているのはど
の部分でしょうか。

大東市議会議員・光城敏雄は2009年3月23日(月)定例市議会の一般質問にて行政に対し質問をし、各部長はおおむね次のように答弁しました。

みなさんこんにちは、市民オシブズ大東・みつしろとしおです。

1 大東市再開発ビル株式会社は要るの？

これは、建物の区分所有等に関する法律第11条第1項に「共用部分は、区分所有者全員の共有に属する」と規定されています。この倉庫部分の不動産登記は、同条第3項で「民法第177条の規定は、共用部分には適用しない」と規定されており、共用部分の登記は必要ないとされています。

また、サンメイツ2番館で本市が所有している部分は、地下1階では倉庫部分47・22平方メートル、4階では現在ワークサボ

総務部長……住道駅前の
サンメイツ1番館及び2
番館の維持管理を担つて
いる大東市再開発ビル株
式会社は、再開発ビルの完
成当時から現在に至るま

産である建物の維持管理
というだけではなく、本市
の玄関である住道駅の顔
ともいべき再開発ビルの
維持管理を担っているもの
です。その効果はこれまで

光城：前回も質問しましたが、大東市再開発ビル株式会社の設立当初は役割もあり必要性があつたと思います。しかし、4千5百万円の出資金が現在では塩漬けになつたまで、市民の財産を無駄に使つています。まだ、必要性を感じていますか

19
平方メートル及び集会所用の倉庫部分2カ所
13・72平方メートルと21平方メートルで、合計面積が
331・63平方メートルです。

ト大東として使用している部分 147・5 平方メートル、5 階にあって駅前再開発事業を実施した際に地元の要望で設置して

で、その維持管理を担い、その職責を果たしてきた実績があり、また区分所有者からの信頼を得て、ものと受けとめています。

一大東發一

市議会でも問題化

はもと
大き
したば
資金

ちろんのこと、今後も
いいものがあります。
がいまして、本市の出
に対して相応の効果

があつたといえるものであり、決して必要のない出資を行つてゐるものではないと考えています。



議員城再開発ビル運営追及

みつしろは
言いたい 強い一部の
人々のために税金が
動くのはよくないでしょ

大東市が大株主として運営されている、JR住道駅前の大東市再開発ビルの運営について同市議会の光城敏雄議員（無所属）が、この3月議会で「大東市再開発ビル株式会社は再開発ビルの管理も軌道に乗り役目は終わつたのではないか。」と質問。また同再開発ビルの区分所有者で組織さ

記は必要ない」と答弁。
次いで、再開発ビル管理
会社存続の必要性について
市は「駅前再開発ビルの維
持管理は、単に区分所有者
の財産である建物の維持管
理というだけでなく、市の
玄関である住道駅の顔とともに
言うべき再開発ビルの維持
管理を担っている。この役
割を果たしている効果は
これまでにも今後も大きな効
果があり、市として必要な
ない出資を行っているもの
ではない」と自由自賛、紋
切り型の答弁に終始した。

▲河北新聞09年4月15日

▼朝日新聞09年3月29日

首長の公金支出は「違法」

住民訴訟で司法が「違法」と判断した公金支出をめぐり、首長が負った賠償責任を地方議会が「帳消し」にする例が相次いでいる。08年度だけでも、神戸市や大阪府茨木市などの市議会が、市長に対する市の賠償請求権を放棄する議案を可決した。同府大東市では違法な支出分を市長に請求するよう市に命じた一審判決に対して市議会が請求権放棄を議決。大阪高裁は26日の控訴審判決でこの議決を「有効」と判断し、住民側が逆転敗訴した。こうした議会の姿勢に「住民訴訟の意義を失わせる行為だ」という批判が高まっている。

大東市をめぐる住民訴訟は07年に市議の光城敏雄さん(51)が提訴した。非常勤職員への退職慰労金について「市が条例で定めていないのは地方自治法違反」と主張。昨年8月の一審・大阪地裁判決では、職員2人への07年4月と8月の支給分を岡本吉出土市長ら幹部4人に請求するよう、市に命じていた。市側は控訴。一方で、昨年12月の市議会に賠償請求権を放棄する議案が議員提案され、訴訟当事者の光城さんと

(阪本輝昭、宮崎園子)



請求権放棄相次ぐ

議長を除く市議15人全員が賛成した。26日の高裁判決で安原清蔵裁判長は「放棄の可否は住民の代表である議会の良識ある判断に委ねられており、(議決で)賠償請求権は消滅した」との判断を示して

反発。上告する考えだ。議案を提案した市議らによると、市側から「ほかの自治体で賠償請求権を放棄した例がある」市が提案すると法的な問題が生じる恐れがある」と議員提案を示唆されたといふ。提案理由は「部署や役職によって、瑕疵がなくても賠償請求されることから、その職責とする気を守るためにも保護されなければならない」とされた。岡本市長は朝日新聞の取材に「議会のご判断によるもの」とコメントした。

神戸市でも、外郭団体に派遣した職員への人件費支出をめぐる住民訴訟があり、一、二審判決は市長らに支出分を請求するよう市に命じていた。一方で、昨年12月の市議会に賠償請求権を放棄する議案が議員提案され、訴訟当事者の光城さんと

住民勝訴 水差す議会

住民訴訟で司法が「違法」と判断した公金支出をめぐり、首長が負った賠償責任を地方議会が「帳消し」にする例が相次いでいる。08年度だけでも、神戸市や大阪府茨木市などの市議会が、市長に対する市の賠償請求権を放棄する議案を可決した。同府大東市では違法な支出分を市長に請求するよう市に命じた一審判決に対して市議会が請求権放棄を議決。大阪高裁は26日の控訴審判決でこの議決を「有効」と判断し、住民側が逆転敗訴した。こうした議会の姿勢に「住民訴訟の意義を失わせる行為だ」という批判が高まっている。

一審判決を変更し、光城さんの請求を棄却した。

光城さんは「違法な支出が強引に『合法』に仕立てられた。市と同調した市議らの行為は判決を勝手に書き換えるに等しく、司法軽視だ」と反発。上告する考えだ。

議案を提案した市議らによると、市側から「ほかの自治体で賠償請求権を放棄した例がある」市が提案すると法的な問題が生じる恐れがある」と議員提案を示唆されたといふ。提案理由は「部署や役職によって、瑕疵がなくても賠償請求されることから、その職責とする気を守るためにも保護されなければならない」とされた。岡本市長は朝日新聞の取材に「議会のご判断によるもの」とコメントした。

神戸市でも、外郭団体に派遣した職員への人件費支出をめぐる住民訴訟があり、一、二審判決は市長らに支出分を請求するよう市に命じていた。一方で、昨年12月の市議会に賠償請求権を放棄する議案が議員提案され、訴訟当事者の光城さんと

問題解決のためには、議会活動で行き詰まつたら法的には住民訴訟しかないと思っていますが、司法が議決で左右されるようでは、三権分立はどうに行つたのやらですね。国の地方制度調査会でもこの矛盾を検討中です。



住民訴訟

長や職員が違法・不正な行為で自治体に損害を与えた場合、住民訴訟を経たうえで、損害の回復を求める訴えを裁判所に起訴する地方自治法上の制度。以前は首長らを直接訴

えることができたが、02年に同法が見直され、自治体を被告として首長らに損害賠償を請求するよう求める仕組みに変わった。日本弁護士連合会は「住民の統制機能を著しく後退させる」と反対してい

請求するよう市に命じた。これを受けて、市は今年1月の二審・大阪高裁判決不服として上告するとともに、2月、約48億円の賠償請求権を放棄する議案を市議会に提出し、賛成多数で可決された。

大阪府茨木市では昨年1月、臨時職員への「一時金」支出来めぐる住民訴訟の一審判決で、市が市長に約660万円を請求するよう命じられたのを受け、同6月、市議会が賛成多数で請求権放棄の議案を可決した。しかし、このケースでは同9月の二審・大阪高裁判決は再び市側を敗訴させ、「議会の議決のみで債務免除の効力は生じない」と付言した。市側は上告中だ。

このほか、新潟県・旧安塚町では02年、第三セクターに派遣した職員への給与支出について町議会が町長への賠償請求権放棄を議決。千葉県鋸

首長の行き過ぎ チェックが本分

阿部泰隆・中央大教授(行政法)

地方自治法上、賠償請求権を放棄する権限があるのは行政トップの首長だけで、議会にはその行為が行き過ぎでないかをチェックする以上の権限はない。公金を預かる立場である以上、首長による権利放棄もごく例外的な場合に限られ、まして自らの債務を免れるためであれば、市に損害を与える責任行為といえる。権利放棄に賛成した議員も同様であり、首長とともに市の損害に対する賠償責任を負うことになるだろう。